

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）（第二条関係）	56
○道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第三条関係）	58
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第四条関係）	77
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第五条関係）	79
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第六条関係）	85
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第七条関係）	86
○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）（第八条関係）	87
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）（抄）（第九条関係）	88
○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三十三号）（抄）（第十条関係）	89
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第二百二十四号）（抄）（第十一条関係）	94
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第十二条関係）	95
○山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）（抄）（第十三条関係）	96
○豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）（抄）（第十四条関係）	97
○半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）（抄）（第十五条関係）	98
○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）（抄）（第十六条関係）	99
○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第十七条関係）	100
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第十八条関係）	101
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百四号）（抄）（第十九条関係）	104
○福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第一百五号）（抄）（第二十条関係）	105
○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）（第二十一条関係）	107
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）	108
○中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（抄）（附則第三条関係）	109
○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（附則第三条関係）	110
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第四条関係）	111
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（附則第五条関係）	112

改正案	現行
<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。</p> <p>三 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。</p> <p>四 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。</p> <p>五 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。</p> <p>六 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。</p> <p>七 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>八 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。</p> <p>九 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。</p> <p>十 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。</p> <p>十一 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>十二 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。</p> <p>十三 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>十四 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定に</p>	<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十四号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。</p> <p>三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。</p> <p>四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。</p> <p>五 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。</p> <p>六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。</p> <p>八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。</p> <p>九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。</p> <p>十 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>十一 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

より占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

十五 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

十六 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

十七 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

十八 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十九 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

二十 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

二十一 道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

二十二 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（同項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第四号まで、第七号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならぬ。

（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）

第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十二 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十三 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

十四 道路の占用に係る事項について法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十九条（同項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

2 都道府県又は指定市は、前項第一号から第三号まで、第六号（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、及び第十一号から第十三号までに掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少なくと認められる道路の占用で国土交通省令で定めるものに係るものを除く。）を行つたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならぬ。

（国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）

第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定

する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

一（略）

二 法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならぬ。

一・二（略）

三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

四 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

五 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定を取り消し、又はその許可若しくは認定の効力を停止すること。

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第八項の

する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。）について次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県又は指定市の意見を聴かなければならない。

一（略）

二 法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。

2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管理を行つている道路の区間（国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。）について次に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指定市に通知しなければならぬ。

一・二（略）

（新設）

三 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

四 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、又はその許可若しくは認定の効力を停止すること。

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第八項の

規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十三条第四項、第五十三條第二項	都道府県が	関係都道府県	第十三条第四項	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	読み替える規定
			第一項	都道府県	読み替えられる字句
			第十七条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
第十三条第四項、第十九条第二項	都道府県の	指定市の	指定市の	指定市以外	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
			指定市以外	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
			指定市以外の	指定市以外の市、都道府県又は指定市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）

規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十三条第四項、第五十三條第二項	都道府県が	関係都道府県	第十三条第四項	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	読み替える規定
			第一項	都道府県	読み替えられる字句
			第十七条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
第十三条第四項、第十九条第二項	都道府県の	指定市の	指定市の	指定市以外	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
			指定市以外	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
			指定市以外の	指定市以外の市、都道府県又は指定市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）

第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は
他の都道府県	市町村	都道府県の議会に	都道府県である	指定市である	指定市である	指定市以外の市である	指定市以外の市又は
都道府県	市（指定市を除く。）町村	指定市の議会に	指定市である	指定市である	指定市である	指定市以外の市である	指定市以外の市又は
都道府県	市（指定市以外の市を除く。）町村	指定市以外の市の議会に	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市又は

第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	指定市又は	指定市以外の市又は
他の都道府県	市町村	都道府県の議会に	都道府県である	指定市である	指定市である	指定市である	指定市以外の市である
都道府県	市（指定市を除く。）町村	指定市の議会に	指定市である	指定市である	指定市である	指定市である	指定市以外の市である
都道府県	市（指定市以外の市を除く。）町村	指定市以外の市の議会に	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市である	指定市以外の市又は

第十七条第六項及び	読み替える規定	都道府県又は	町村又は	<p>2 法第十七条第三項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市	指定市以外の市で当該国道の所在するもの
	第五十条第七項				国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	指定市以外の市で国道の所在するもの	
第五十三条第二項	当該都道府県	当該指定市	当該指定市以外の市					
第九十四条第五項	都道府県である	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である					
第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長					

第十七条第六項及び	読み替える規定	都道府県又は	町村又は	<p>2 法第十七条第三項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	当該国道の所在する指定市	指定市以外の市で当該国道の所在するもの
	第五十条第七項				国道の所在する都道府県	国道の所在する指定市	指定市以外の市で国道の所在するもの	
第五十三条第二項	当該都道府県	当該指定市	当該指定市以外の市					
第九十四条第五項	都道府県である	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である					
第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長					

3 法第十七条第四項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長	第七項、第二十五条 第一項、第四十八条 の十九第一項、第五 十一条、第九十条第 一項、第九十六条第 二項
	第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指 定市又は指定市以外 の市（第十七条第二 項の規定により管理 を行う市をいう。） である	第十九条第二項、第 十九条の二第二項、 第二十条第三項、第 二十六条第一項、第 七十六条第一項、第 九十六条第二項及び 第三項
	第五十三条第一項	都道府県又は しくは	都道府県又は町村若 しくは	第二十六条第一項、 第七十六条、第九十 六条第二項

3 法第十七条第四項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第九十六条第二項	都道府県の知事	町村の長	第七項、第二十五条 第一項、第四十八条 の十九第一項、第五 十一条、第九十条第 一項、第九十六条第 二項
	第九十四条第五項	都道府県である	町村、都道府県、指 定市又は指定市以外 の市（第十七条第二 項の規定により管理 を行う市をいう。） である	第十九条第二項、第 十九条の二第二項、 第二十条第三項、第 二十六条第一項、第 七十六条、第九十六 条第二項及び第三項
	第五十三条第一項	都道府県又は しくは	都道府県又は町村若 しくは	第二十六条第一項、 第七十六条、第九十 六条第二項

三	二				一	項	
第十八条第一項	第十三条第四項				第二条第二項第二号、第七号及び第九号	読み替える規定	
道路管理者」とい	第十六条又は	関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	道路管理者	読み替えられる字句
道路管理者」という。又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する	は	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	修繕	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	道路管理者又は指定市以外の市町村	読み替える字句
第十八条第一項	第十三条第四項				第二条第二項第二号、第六号及び第七号	読み替える規定	
道路管理者」という	第十六条又は	関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	道路管理者	読み替えられる字句
道路管理者」という。又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称する。）	は	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村の	修繕	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	道路管理者又は指定市以外の市町村	読み替える字句

<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十條第一項、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八</p>	<p>道路管理者</p>
	<p>決定して</p>
	<p>決定し、道路管理者は</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八</p>	<p>道路管理者</p>
	<p>決定して</p>
	<p>決定し、道路管理者は</p>

八項、第四十五条
 第一項、第四十六
 条第一項及び第二
 項、第四十七条の
 七第一項、第四十
 七条の八第一項、
 第四十八条の二十
 三第一項、第四十
 八条の二十四第一
 項、第四十八条の
 二十五、第四十八
 条の二十六第一項
 、第四十八条の二
 十七第一項及び第
 二項、第四十八條
 の二十八第二項、
 第四十八条の二十
 九、第四十八条の
 三十七第一項、第
 四十八條の四十六
 第一項及び第三項
 、第四十八條の四
 十七、第四十八條
 の四十八第一項か
 ら第三項まで、第
 四十八條の四十九
 から第四十八條の
 五十一まで、第五
 十六條、第五十七
 條、第五十八條第
 一項、第五十九條
 第三項、第六十條
 、第六十一條第一
 項、第六十二條、
 第六十六條第一項
 、第六十七條の二

第一項、第四十八條
 の二十第一項、第四
 十八條の二十三第一
 項及び第三項、第四
 十八條の二十四、第
 四十八條の二十五第
 一項から第三項まで
 、第四十八條の二十
 六から第四十八條の
 二十八まで、第五十
 六條、第五十七條、
 第五十八條第一項、
 第五十九條第三項、
 第六十條、第六十一
 條第一項、第六十二
 條、第六十六條第一
 項、第六十七條の二
 、第六十八條、第六
 十九條第一項、第七
 十條第一項、第三項
 及び第四項、第七十
 一條第一項から第五
 項まで、第七十二條
 第一項及び第三項、
 第七十二條の第二
 項、第七十三條第二
 項及び第三項、第八
 十六條第二項、第八
 十七條第一項、第九
 十一條第一項から第
 三項まで、第九十二
 條第四項、第九十三
 條、第九十五條の二
 第一項及び第二項前
 段、第九十六條第五
 項

	五)		
第三十三條第四項、第三十九條の二第七項、第三十九	道路管理者は、	道路の	、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
	駐車料金	道路の	
道路管理者等は、	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車駐車をさせる者から、駐車料金	道路管理者にあつては道路の	
第三十九條第二項、第三十九條の二第五	道路管理者	道路の	
当該占用料を徴収する道路管理者等	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車駐車をさせる者から、駐車料金	道路管理者にあつては道路の	

十一	十	九	八	七	六
第四十八條の四十 五	第四十八條の二十 三第五項	第四十八條の十四 第一項	第四十七條の五第 一項	第三十九條第二項 、第三十九條の二 第五項	條の五第二項、第 四十五條の二第二 項、第四十七條の 八第二項、第四十 八條の二十三第六 項、第四十八條の 二十六第二項、第 四十八條の二十八 第一項及び第三項
特定道路管理者	市町村長を	道路管理者は、	道路管理者は、第 四十六條第一項	道路管理者	
特定道路管理者 又は指定市以外 の市町村	市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する 指定市以外の市 町村の長を	道路管理者等は	道路管理者等は 、道路管理者等	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	

第五十條第一項	第四十九條	第四十八條の二十一 第一項及び第三項	第四十七條の八第二 一項	第四十七條の五第一 項	第三十九條の五第二 項	第三十九條の二第七 項
当該都道府県	都道府県が当該 者	道路の管理に関する	、利便施設協定を	協定を	、道路管理者 場合においては	入札占用指針
当該指定市以外の市 町村	指定市以外の市町村 が当該	指定市以外の市町村 に要する	、道路管理者等が利 便施設協定を	道路管理者等が協定 を	道路管理者等は、道 路管理者等	道路管理者等が入札 占用指針

十二	第四十九条	道路の管理に関する	第十七条第四項に規定する歩道の新設等に要する
十三	第五十条第一項	都道府県が当該当該都道府県	指定市以外の市町村が当該
十四	第五十条第六項及び第七項、第五十三條第二項	他の都道府県	都道府県
十五	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの
十六	第五十条第七項	国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの
十七	第五十三條第二項	都道府県に 都道府県が	指定市以外の市町村が 指定市以外の市町村に

第五十条第六項	他の都道府県	都道府県	都道府県
第五十条第七項	国道の所在する都道府県	都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの
第五十三條第二項	都道府県に	都道府県が	指定市以外の市町村が
第六十一条第二項	道路管理者	道路管理者	当該負担金を徴収する道路管理者等
第六十四條第一項	連結料並びに	連結料並びに	連結料、
	負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三條第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び	負担金並びに第三十九條の規定に基づく占用料で、第十七條第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の	

十八	第六十一条第二項	道路管理者	当該負担金を徴収する道路管理者等
十九	第六十四条第一項	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	並びに第三十九条の規定に基づく占有料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
二十	第七十三条第一項	道路管理者	負担金等を徴収すべき道路管理者等
二十一	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	新設又は改築しようとする指定市以外の市町村
二十二	第七十五条第一項	当該指定区間外の	指定市以外の市

第七十六条	第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十五条第三項	道路管理者	次に掲げる事項を都道府県である場合にあっては国土交通大臣に、市町村である
第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	道路管理者	第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十
第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者	新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	道路管理者	負担金等を徴収すべき道路管理者等

		<p>二</p>	<p>下「道路管理者等」と総称する</p>
	<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條</p>	<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者等</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十七</p>		<p>道路管理者</p>	<p>は</p>
<p>道路管理者等</p>		<p>道路管理者等</p>	

第三項、第四十七
 条の二第一項及び
 第五項、第四十七
 条の四、第四十七
 条の五第二項、第
 四十七條の七第一
 項、第四十七條の
 八第一項、第二十
 八條の二十三第一
 項、第四十八條の
 二十四第一項、第
 四十八條の二十五
 第一項、第二項及
 び第四項から第六
 項まで、第四十八
 條の二十六第一項
 、第四十八條の二
 十七第一項及び第
 二項、第四十八條
 の二十八第二項、
 第四十八條の二十
 九、第四十八條の
 三十二、第四十八
 條の三十三、第四
 十八條の三十七第
 一項、第四十八條
 の五十、第五十七
 條、第六十六條第
 一項、第六十七條
 の二、第六十八條
 、第六十九條第一
 項、第七十條第一
 項、第三項及び第
 四項、第七十一條
 第一項から第五項
 まで、第七十二條

<p>、第五十七條、第六 十六條第一項、第六 十七條の二、第六十 八條、第六十九條第 一項、第七十條第一 項、第三項及び第四 項、第七十一條第一 項から第五項まで、 第七十二條第一項及 び第三項、第七十二 條の二第一項及び第 二項、第九十二條第 四項、第九十三條、 第九十五條の二、第 九十六條第五項前段</p>		<p>道路管理者等は</p>
<p>第三十九條の二第一 項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等(市町 村である道路管理者 を除く。)</p>
<p>第三十九條の二第六 項</p>	<p>道路管理者(市町村 である道路管理者を 除く。)</p>	<p>道路管理者等(市町 村である道路管理者 を除く。)</p>
<p>第三十九條の二第七 項</p>	<p>入札占用指針</p>	<p>道路管理者等が入札 占用指針</p>
<p>第三十九條の五第二 項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路 管理者等が</p>
<p>第四十七條の二第二 項</p>	<p>道路管理者を異にす る二以上の道路に係 るものであるとき(国 土交通省令で定め る場合を除く。)は 、同項</p>	<p>第十七條第六項の規 定により国土交通大 臣が改築又は修繕に 関する工事を行う道 路及び当該道路以外 の道路に係るもので あるときは、前項</p>

七	六	五	四	
第四十七條の二第二項	第三十九條の二第六項	第三十九條の二第一項、第四十八條の二十三第五項	第三十三條第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の三十八第一項及び第三項	第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段
道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項	道路管理者(道路管理者は	道路管理者は、	
第十七條第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道	道路管理者等(道路管理者等は	道路管理者は、道路管理者等が	

第五十四條の二第一項	第四十八條の二十一第一項及び第三項	第四十七條の八第二項	第四十八條の十四第一項	第四十七條の二第二項及び第三項	第四十七條の二第二項及び第三項
共用管理施設関係道路管理者	、利便施設協定を	協定を	道路管理者は、	、道路管理者	の道路管理者
共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者	、道路管理者等が利便施設協定を	道路管理者等が協定を	道路管理者等は、道路管理者が	、道路管理者等	道路管理者等は、
	第四十六條第一項			第四十六條第一項	の道路管理者又は国土交通大臣

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	十二	十一	十	九	八		
				第五十四条の二第一項	第四十八条の四五	第四十八条の十四第一項	第四十七条の五第一項	第四十七条の二第二項及び第三項		
				共用管理施設関係道路管理者	特定道路管理者	道路管理者は、	道路管理者は、第四十六条第一項	の道路管理者		
				共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者	特定道路管理者又は国土交通大臣	道路管理者等は、道路管理者が	道路管理者等は、道路管理者等	道路管理者等は、第四十六条第一項	の道路管理者又は国土交通大臣	路以外の道路に係るものであるときは、前項

5 | 法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、前項（同項の表三の項（第七十条第一項、第三項及び第四項に係る部分に限る。）及び七の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

5 | 法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

五	四	三	二	一
第四十七条の二第二項	第二十条第六項	第二十条第五項	第二十条第一項及び第二項	第十九条の二第一項
道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者と	道路管理者	道路管理者	共用管理施設関係「道路管理者」という。）
第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものがあるときは、前項	道路管理者等と	道路管理者等	道路管理者又は国土交通大臣	共用管理施設関係「道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該道路の道路管理者

第十九条の二第一項	第十八条第一項	第二条第二項第二号、第六号及び第七号、第二十条第一項及び第二項	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）	決定して	第十六条又は「道路管理者」という。）	第十六条若しくは「道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	道路管理者又は国土交通大臣
第十九条の二第一項において「共用管理施設関係道路管理者」と総称する	決定し、道路管理者は			

<p>第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十第一項、第</p>	
	<p>道路管理者</p>
	<p>道路管理者等</p>

る。)

<p>四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第二項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段</p>		
<p>第二十条第六項</p>	<p>道路管理者と</p>	<p>道路管理者等と</p>
<p>第三十九条の二第一項</p>	<p>道路管理者は</p>	<p>道路管理者等は</p>
<p>第三十九条の二第六項</p>	<p>道路管理者（市町村）である道路管理者を除く。）</p>	<p>道路管理者等（市町村）である道路管理者を除く。）</p>
<p>第三十九条の二第七項</p>	<p>入札占有指針</p>	<p>道路管理者等が入札占有指針</p>
<p>第三十九条の五第二項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>
<p>第四十七条の二第二項</p>	<p>道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は同項</p>	<p>第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るも</p>

6 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項）（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七条の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を

第四十七條の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七條の五第一項	道路管理者は、第四十六條第一項 場合においては 、道路管理者	第四十六條第一項 道路管理者等は 道路管理者等は 、道路管理者等
第四十七條の八第二項	協定を	道路管理者等が協定を
第四十八條の十四第一項	道路管理者は、 、利便施設協定を	道路管理者等は、道路管理者が 、道路管理者等が利便施設協定を
第五十四條の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者等

6 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

除く。）、四の項（第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	一	二
読み替える規定	第二十一条	第四十七条の二第二項
読み替えられる字句	道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	第四十八条の十、九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

読み替える規定	第二十一条	第二十二條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十七、第五十七條、第六十六條第一項
読み替えられる字句	道路管理者	道路管理者
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	道路管理者等

、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十五条の二、第九十六条第五項前段

第四十七条の二第二項

道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項

第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

第四十七条の二第二項及び第三項

の道路管理者

の道路管理者又は国土交通大臣

第四十七条の五第一項

道路管理者は、第四十六条第一項

第四十六条第一項

場合においては

道路管理者等は

、道路管理者

、道路管理者等

第四十八条の二十一第一項及び第三項

、利便施設協定を

、道路管理者等が利便施設協定を

7 | 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項

の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

(新設)

	二	一	項
第四十七條の二第二項	第四十三條の二、 第四十七條第三項、 第四十七條の二第一項及び第五項、 第四十七條の四、 第四十七條の五第二項、 第七十二條の二第二項	第十三條第四項	読み替える規定
道路管理者を異にする二以上の道路	道路管理者	関係都道府県	都道府県の
第四十八條の二第二項の規	道路管理者等	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、 指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。）	修繕又は災害復旧 修繕
		指定市以外の市町村の	第一項の規定により都道府県が維持、 修繕、災害復旧その他の管理
			読み替えられる字句
			読み替える字句
			第四十八條の二第二項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕

	七	六	五	四	三
	第五十条第一項	第五十条第一項及び第六項、第五十三條第二項	第四十九條	第四十七條の第二項及び第三項	
	第六十四條第一項				
は、道路管理者の収入とし、第三十九條の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又	停留料金並びに	新設又は改築を	当該道路の道路管理者	道路の管理に関する	の道路管理者
並びに第三十九條の規定に基づく占有料で、第四十八條の第二項の規定に基づき公示さ	停留料金、	改築を	指定市以外の市町村	第四十八條の第二項に規定する歩行者利便増進改築等に要する	市町村
		歩行者利便増進道路である国道の改築			の道路管理者又は指定市以外の市町村
					に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項
					定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

八		は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	れる同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
九	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	改築をしようとする指定市以外の市町村

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七| 法第三十三条第二項第三号(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

八| 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により工事の調整のための条件を付すること。

九| 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。

十| 法第三十六条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十一| 法第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十二| 法第三十九条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十

九条の二第六項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(新設)

七| 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により工事の調整のための条件を付すること。

八| 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国と協議し、同意すること。

九| 法第三十六条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十| 法第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十一| 法第三十九条の二第二項(法第九十一条第二項において準用す

る場合を含む。)の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十
九条の二第六項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む

。) の規定により意見を聴くこと。

十三 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。

十六 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十七 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十八 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十九 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十一 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

。) の規定により意見を聴くこと。

十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十三 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。

十五 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十六 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十七 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十八 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十九 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十一 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十三 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすること
を命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを
命ずること。

二十四 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し
、及び道路一体建物を管理すること。

二十五 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定
め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者
利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定
により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、
並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定
し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

二十八 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をする
こと。

二十九 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をする
こと。

三十 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可をし
、及び法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付
すること。

三十一 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結し、及
び道路外利便施設を管理すること。

三十二 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者
と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規
定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は
法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたもの
とみなされるものに限る。）をすること。

三十三 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該
協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認
（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条
第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされ
るものに限る。）をすること。

三十四 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の
分担の方法等について協議すること。

三十五 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若
しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場とし

二十二 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすること
を命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを
命ずること。

二十三 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し
、及び道路一体建物を管理すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二十四 法第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結し、及び
道路外利便施設を管理すること。

（新設）

二十五 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当
該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承
認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二
条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされ
るものに限る。）をすること。

二十六 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の
分担の方法等について協議すること。

二十七 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若
しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場とし

て一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

三十六 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十七 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十八 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十九 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

四十 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

四十一 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

四十二 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

四十三 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を

て一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十八 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十九 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十一 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

三十二 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

三十三 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十四 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

三十五 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を

含む。)の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

四十四 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項、第四十八条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定に係るものを除く。

四十五 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

四十六 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

四十七 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限

二(四) (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及

含む。)の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

三十六 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十七 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

三十八 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十九 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号(法第三十九条の二第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる権限

二(四) (略)

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金(自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。)、法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))及

び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六（略）

七 法第三十二条第五項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の二十五第三項の規定により協議すること。

八・九（略）

十 法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

十一 法第四十八条の四十六第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十二 法第四十八条の四十八第一項の規定により報告をさせ、同条第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十三 法第四十八条の四十九の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十四 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十五 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定、法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項、第三十九条の九並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに法第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第四十八条の二十九の規定に係るものに限る。

十六 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十七 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十六号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六（略）

七 法第三十二条第五項、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議をすること。

八・九（略）

（新設）

十 法第四十八条の二十三第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十一 法第四十八条の二十五第一項の規定により報告をさせ、同条第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十二 法第四十八条の二十六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十三 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の施行に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十四 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項、第三十九条の九並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

十五 法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十六 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十八 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十九 法第九十五条の二第二項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

二十 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

二十一 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

二十二 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

二十三 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

二十四 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

二十五 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十六 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十七 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十八 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十九 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十七 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十八 法第九十五条の二第二項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十九 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

二十 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

二十一 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

二十二 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

二十三 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

二十四 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十五 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十六 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十七 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十八 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

四 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の第二十一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしよう

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第一号から第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限（新設）

三 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分

とするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。)の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項(法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。)の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 三 (略)

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五・六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により

の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。)の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項(法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。)の規定により協議し、又は通知すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 三 (略)

四 法第四十七条の八第二項又は第四十八条の二十一第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五・六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一 第四条第一項第六号から第十号まで、第十五号から第二十二号まで、第二十四号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号及び第三十七号から第三十九号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号に掲げる権限

三 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により

告示する維持の開始の日から同条第二項の規定により告示する維持の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限は、維持の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

六 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として

告示する維持の開始の日から同条第二項の規定により告示する維持の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限は、維持の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（新設）

決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

- 2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第四十八条の二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、当該歩行者利便増進改築等の完了の日後においても行うことができる。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

- 一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定による協定
- 二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の三十七第一項の規定による協定

- 2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二第二第三項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の三十七第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の四十六第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の四十八第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定により道路管理者に代わつて当該各号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

- 一 法第二十七条第一項又は第三項 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定による協定
- 二 法第四十八条の十九第二項 法第四十八条の二十第一項の規定による協定

- 2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて法第二十二條の二、第四十七條の八第一項若しくは第四十八條の二十第一項の規定による協定を締結し、法第二十八條の二第一項の規定による協議会を組織し、又は法第四十八條の二十三第一項の規定による指定若しくは法第四十八條の二十五第三項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

- 3 国土交通大臣は、法第二十七条第一項若しくは第三項又は第四十八條の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項の規定による場合において、第一号、第四号、第五号（法第四十七條の八第一項に係る部分に限る。）又は第七号（法第三十九條の五第一項又は第三十九條の六第一項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し、その効力の停止又はその条件の変更に係る部分に限る。）に掲げる権限を行つたときは、この限りでない。

- 一 第四条第一項第一号又は第七号に掲げる権限
- 二（四）（略）

- 一 第四条第一項第一号に掲げる権限
- 二（四）（略）

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定めること。

七 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

八 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

九 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可、法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定若しくは法第四十八条の二十九の規定による承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第九号までに掲げる権限

5
二〜四（略）

6 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第三項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

五 法第四十七条の八第一項又は第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結すること。

（新設）

（新設）

六 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

七 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

4 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十六号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十号（法第四十八条の二十三第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十一号（法第四十八条の二十五第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号並びに前項第二号から第七号までに掲げる権限

5
二〜四（略）

（新設）

二 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

7 | 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第三項第二号から第九号まで及び第四項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8 | 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、自動運行補助施設、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第

（新設）

6 | 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（電柱、電線、公衆電話所、水管、下水道管、ガス管、石油管、第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第六号に掲げる仮設建築物、同条第七号に掲げる施設、同条第八号に掲げる施設、同条第十一号に掲げる応急仮設建築物及び同条第十二号に掲げる器具を除く。以下この条において「一般工作物等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地上を除く。次条第一項第二号、第十一条の二第一項第一号、第

十一條の三第一項第一号、十一條の六第一項、十一條の七第一項、十一條の八第一項及び十一條の九第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。十一條の七第一項第二号及び十一條の十第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。十一條の六第一項第三号及び第五号、十一條の七第一項第一号、十一條の十第一項第一号並びに十一條の十一第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分（第十六條の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分）

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二〽五 (略)

（電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準）

第十一條 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、電柱にあつては前条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、公衆電話所にあつては同条（第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

（電線の占用の場所に関する基準）

第十一條の二 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一條の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場

十一條の三第一項第一号、十一條の六第一項、十一條の七第一項及び十一條の八第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、ロ及びハのいずれにも適合する場所）であること。

イ 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置にあること。

(1) (3) (略)

(4) 歩道（自転車歩行者道を含む。十一條の六第一項第二号及び十一條の九第一項第二号を除き、以下この章において同じ。）内の車道（自転車道を含む。十一條の六第一項第一号、十一條の九第一項第一号及び第十一條の十第一項第一号を除き、以下この章において同じ。）に近接する部分

(5) (略)

ロ・ハ (略)

二〽五 (略)

（電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準）

第十一條 (略)

2 前条第二号から第五号までの規定は電柱については、同条第一号（ハ）に係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は公衆電話所について準用する。

（電線の占用の場所に関する基準）

第十一條の二 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての電線に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電線を地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。次条第一項第二号及び第十一條の四第一項において同じ。）に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場

所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一号の八第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一号の八第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（水管又はガス管の占用の場所に関する基準）

第十一号の三 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一号の四 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第十一号の二第二項（第三号に係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号及び第二号イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一号の五 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号

所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この号及び第十一号の七第一項第二号において同じ。）以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては〇・八メートル、歩道（歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。次条第一項第二号イ並びに第十一号の七第一項第二号及び第三号において同じ。）にあつては〇・六メートルを超えていること。

三 (略)

2 第十条第二号から第五号まで及び前条第一項第一号の規定は、電線について準用する。

（水管又はガス管の占用の場所に関する基準）

第十一号の三 (略)

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管又はガス管について準用する。

（下水道管の占用の場所に関する基準）

第十一号の四 (略)

2 第十条第一号（ロに係る部分に限る。）及び第二号から第五号まで、第十一条第一項第一号、第十一条の二第二項第三号並びに前条第一項第一号及び第二号（イに係る部分に限る。）の規定は、下水道管について準用する。

（石油管の占用の場所に関する基準）

第十一号の五 (略)

2 第十条第二号から第五号まで、第十一条の二第二項第三号及び第十

から第五号までに係る部分に限る。）、第十一号の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第十一号の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

（自動運行補助施設の占用の場所に関する基準）

第十一号の六 法第三十二条第二号に掲げる事項についての自動運行補助施設に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、自動運行補助施設を地上に設ける場合においては、自動運行補助施設の道路の区域内の地面に接する部分が、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

- 一 法面
 - 二 側溝上の部分
 - 三 路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）
 - 四 歩道内の車道に近接する部分
 - 五 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分
- 2| 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ、第二号イ及びハ並びに第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

（太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準）

第十一号の七 法第三十二条第二号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道）以外の道路の部分にあること。
- 二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上（第十六条の二第四号に掲

一条の三第一項第一号の規定は、石油管について準用する。この場合において、第十条第二号中「適合する場所」とあるのは、「適合する場所（高架の道路の路面下の地下に設ける場合にあつては、イ及びロに適合する場所）」と読み替えるものとする。

（新設）

（太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準）

第十一号の六 法第三十二条第二号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

- 一 太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

- 二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合において、

げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあっては、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができるとする部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

- 2 | 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

（特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第六号に掲げる仮設建築物又は同条第七号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一〜四 （略）

- 2 | 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

（応急仮設住宅の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第十一号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一〜三 （略）

- 2 | 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができるとする部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

- 2 | 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

（特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第六号に掲げる仮設建築物又は同条第七号に掲げる施設（以下「特定仮設店舗等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、特定仮設店舗等を地上に設ける場合において、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一〜四 （略）

- 2 | 第十条第一号（ハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、特定仮設店舗等について準用する。

（応急仮設住宅の占用の場所に関する基準）

- 第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七
条第十一号に掲げる応急仮設建築物（以下「応急仮設住宅」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、応急仮設住宅を地上に設ける場合においては、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一〜三 （略）

- 2 | 第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一條の十 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第十二号に規定する自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十條（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同條第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一條の十一 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第十二号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十條（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同條第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（歩行者利便増進施設等）

第十六條の二 法第三十三條第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二 ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの

第十一條の九 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第十二号に規定する自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 第十條第一号及び第五号の規定は、自転車駐車器具について準用する。この場合において、同條第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一條の十 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第十二号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一・二 (略)

2 第十條第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同條第一号中「地上（）」とあるのは「地面（）」と、「地上を」とあるのは「地面を」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連絡路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（新設）

三 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
四 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

五 第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

六 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

イ 広告塔その他これに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に應じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日)が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第十七条 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に應じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日)が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で

の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2・4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができ

除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2・4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、同意をし、又は協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日）から一月以内に納入告知書（法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行っている場合にあつては、納入通知書）により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の額の最低額)

第十九条の三の二 法第三十九条の二第五項の政令で定める額については、第十九条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができ

の電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

2 (略)

(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十九号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2・3 (略)

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 (略)

4 第二十条及び第二十二条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進道路である国道の改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十七条第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「

た日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第十九条の三の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

2 (略)

(違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十八号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 (略)

(国道新設等都道府県負担額等に関する規定の指定市が国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 (略)

2・3 (新設)

4 前条の規定は、法第十七条第一項、第二項又は第四項の規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「

都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

6 前条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村の行う歩行者利便増進道路である国道の改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕若しくは歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等若しくは歩行者利便増進改築等に係る国道若しくは都道府県道若しくは歩行者利便増進道路の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第四項の規定による国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第三十六号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項

都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。
(新設)

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 (略)

2 前項の規定は、法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第四項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合についての準用)

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十八号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項

(法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料(電線共同溝に係るものを除く。)、法第四十四条の二第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第十号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 六 (略)

(歩行者利便増進改築等)

第三十五条の六 法第四十八条の二十二第一項の政令で定める歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の改築、維持又は修繕(いずれも歩行者の滞留の用に供する部分に係るものに限る。)
- 二 道路の附属物である柵、駒止め、並木、街灯、自動車駐車場若しくは自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築
- 三 第一号に掲げる改築、維持又は修繕と併せて行う車道又は路肩の幅員の縮小その他の改築及び当該改築に係る車道又は路肩の維持又は修繕

(道路管理者の許可を要しない車両)

第三十五条の七 法第四十八条の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料(電線共同溝に係るものを除く。)、並びに法第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十二条まで及び地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金を徴収する権限を行う。

2 6 (略)

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 六 (略)

(新設)

(新設)

(特定車両の停留の許可基準)

第三十五条の八 法第四十八条の三十三第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該申請に係る車両の幅、重量、高さ又は長さその他の当該車両に係る事項が、当該特定車両停留施設の構造の保全に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 二 当該申請に係る車両を停留させる日及び時間帯、当該車両の特定車両停留施設の周辺における通行経路その他の当該車両の停留の方法に関する事項が、当該日及び時間帯において当該特定車両停留施設に停留する他の車両の種類及び数、当該特定車両停留施設の周辺における道路の構造及び交通の状況その他の事情に照らして、当該特定車両停留施設の適正かつ合理的な利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 三 当該申請に係る車両を停留させることが、特定車両停留施設の周辺における安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要であると認められるものであること。

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の九 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の七に規定する車両とする。

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の十 法第四十八条の三十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第六号及び第二十二号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされて

(新設)

(新設)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第三十五条の六 法第四十八条の二十第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第十五号に掲げるものとする。

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十六号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされて

別表（第十九条関係）

										(略)	占有物件	単位	占有料						
象と	の対	検知	よる	置に	行装	動運	る自	定す	に規	五号	項第	第二	二条	法第	(略)	所在地	単位	占有料	
そ																			

一 (略)

二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に關し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

別表（第十九条関係）

										(略)	占有物件	単位	占有料						

一 (略)

二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に關し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

法第三十二條
第一項
第三号
に掲げ
る施設

の そ の 他 の も	設 施 助 補 行 運 動 自								
	も 他 そ の の		柱 類 の 他 の 柱	を 表 示 す る 標 示 柱	通 の 状 況	道 路 の 構 造 又 は 交 通	線 類 の 他 の 線	導 線 の 他 の 導 線	す る 設 置 の 他 の 設 置
	の も る け 設 に 下 地	の も る け 設 に 空 上							
年 つ き 一	ト ル に	方 メ ー	積 一 平	占 用 面	年 つ き 一	一 本 に			
〇 〇 三 一	九 二 〇			〇 一 五	〇 二 四				三 二
〇 〇 一 三	三 九 〇			六 五 〇	〇 一 〇				一 三
九 一 〇	二 七 〇			四 六 〇	七 三 〇				九
七 六 〇	二 三 〇			三 八 〇	六 一 〇				八
六 八 〇	二 〇 〇			三 四 〇	五 四 〇				七

(略)	(略)						法第三十二条第一項 第四号に掲げる施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	三、一〇〇						
(略)	一、三〇〇						
(略)	九一〇						
(略)	七六〇						
(略)	六八〇						

(略)	(略)						法第三十二条第一項 第三号及び第四号に 掲げる施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)							
(略)	三、一〇〇						
(略)	一、三〇〇						
(略)	九一〇						
(略)	七六〇						
(略)	六八〇						

改正案	現行
<p>（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）</p> <p>第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十一条までに定めるところによる。</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第三十一条 交通事故の防止を図る必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>（歩行者利便増進道路）</p> <p>第四十一条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</p> <p>（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）</p> <p>第四十二条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに</p>	<p>（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）</p> <p>第三条の二 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十一条までに定めるところによる。</p> <p>（交通安全施設）</p> <p>第三十一条 交通事故の防止を図る必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）</p> <p>第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに</p>

第四十条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。

前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、第十条第一項中「第三級」とあるのは「第三級及び第四級」と、第十一条第一項中「第三種」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。

改 正 案

現 行

		(手数料及び延滞金)	
		第十四条 法第八条第一項第二十八号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。	
		254 (略)	
		(道路法の規定の適用についての技術的読替え)	
		第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。	
第二條第二	(略)	規定	読み替える
第十八條第一項に	(略)	句	読み替えられる字
会社	(略)	機構及び会社が 行う道路（高速 自動車国道を除 く。）の管理に ついて適用する 場合	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
地方道路公社	(略)	地方道路公社が 行う道路（高速 自動車国道を除 く。）の管理に ついて適用する 場合	

		(手数料及び延滞金)	
		第十四条 法第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における法第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。	
		254	
		(道路法の規定の適用についての技術的読替え)	
		第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理については、法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。	
第二條第二	(略)	規定	読み替える
第十八條第一項に	(略)	句	読み替えられる字
会社	(略)	機構及び会社が 行う道路（高速 自動車国道を除 く。）の管理に ついて適用する 場合	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
地方道路公社	(略)	地方道路公社が 行う道路（高速 自動車国道を除 く。）の管理に ついて適用する 場合	

<p>第三十二條 第二項、第 三項及び第 五項、第三 十三條第一 項、第三十 四條から第 三十六條ま で、第三十 九條の第二 一項、第三 十九條の三 第一項、第 三十九條の 四第一項か ら第三項ま で及び第五 項、第三十 九條の第五 一項、第三 十九條の六 第一項から 第三項まで 、第三十九 條の七第二 項、第三十 九條の九、 第四十條第 二項、第四 十三條の二</p>	(略)	<p>項第五号、 第七号及び 第八号</p>
<p>道路管理者</p>	(略)	<p>規定する道路管理 者</p>
<p>機構</p>	(略)	
<p>地方道路公社</p>	(略)	
<p>第三十二條 第二項、第 三項及び第 五項、第三 十三條第一 項、第三十 四條から第 三十六條ま で、第三十 九條の第二 一項、第三 十九條の三 第一項、第 三十九條の 四第一項か ら第三項ま で及び第五 項、第三十 九條の第五 一項、第三 十九條の六 第一項から 第三項まで 、第三十九 條の七第二 項、第三十 九條の九、 第四十條第 二項、第四 十三條の二</p>	(略)	<p>項第六号</p>
<p>道路管理者</p>	(略)	<p>規定する道路管理 者</p>
<p>機構</p>	(略)	
<p>地方道路公社</p>	(略)	

、第四十四
条第四項か
ら第七項ま
で、第四十
六条、第四
十七條第三
項、第四十
七條の第二
項及び第一
項、第四十
五項、第四
十七條の四
、第四十七
條の第七第
一項、第二十
八條第二項
及び第四項
、第四十八
條の第五第
三項、第二十
八條の第八
項、第四十
二項、第四
十八條の九
、第四十八
條の十、第
四十八條の
十二、第四
十八條の三
十二、第四
十三、第四
十八條の五
十、第六十
六條第一項
、第六十八
條、第六十
九條第一項

、第四十四
条第四項か
ら第七項ま
で、第四十
六条、第四
十七條第三
項、第四十
七條の第二
項及び第一
項、第四十
五項、第四
十七條の四
、第四十七
條の第七第
一項、第二十
八條第二項
及び第四項
、第四十八
條の第五第
三項、第二十
八條の第八
項、第四十
二項、第四
十八條の九
、第四十八
條の十、第
四十八條の
十二、第四
十八條の二
十七、第六
十六條第一
項、第六十
八條、第六
十九條第一
項、第七十
一條第一項
から第三項
まで及び第

(略)	(削る)	(略)	(略)	第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七條の八第二項	(略)	、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項
(略)	(削る)	(略)	(略)	道路管理者は、	(略)	
(略)	(削る)	(略)	(略)	道路管理者は、 機構が	(略)	
(略)	(削る)	(略)	(略)	道路管理者は、 地方道路公社が	(略)	

(略)	第三十九条の五第二項	(略)	(略)	第三十九条の二第七項	(略)	五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項
(略)	道路管理者は、	(略)	(略)	入札占用指針	(略)	
(略)	道路管理者は、 機構が	(略)	(略)	機構が入札占用指針	(略)	
(略)	道路管理者は、 地方道路公社が	(略)	(略)	地方道路公社が入札占用指針	(略)	

<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二、第二十三條第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項、第三項、第四項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九</p>	<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二、第二十三條第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項、第三項、第四項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九</p>
	<p>道路管理者</p>
	<p>有料道路管理者</p>
<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二、第二十三條第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九</p>	<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第十二条第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二、第二十三條第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九</p>
	<p>道路管理者</p>
	<p>有料道路管理者</p>

条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、

条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、

第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五、第四十八条の七、第四十八条の八、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一、第四十八条の十二、第四十八条の十三、第四十八条の十四、第四十八条の十五、第四十八条の十六、第四十八条の十七、第四十八条の十八、第四十八条の十九、第四十八条の二十、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二、第四十八条の二十三、第四十八条の二十四、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七、第四十八条の二十八、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四

第四十八条の七、第四十八条の八、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一、第四十八条の十二、第四十八条の十三、第四十八条の十四、第四十八条の十五、第四十八条の十六、第四十八条の十七、第四十八条の十八、第四十八条の十九、第四十八条の二十、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二、第四十八条の二十三、第四十八条の二十四、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七、第四十八条の二十八、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四

十八條の三十
二から第四十
八條の三十四
まで、第四十
八の三十五第
一項、第四十
八條の三十六
、第四十八條
の三十七第一
項、第四十八
條の三十八第
一項から第三
項まで、第四
十八條の四十
第一項、第四
十八條の四十
一、第四十八
條の四十六か
ら第四十八條
の五十まで、
第五十七條、
第五十八條第
一項、第五十
九條第三項、
第六十條から
第六十二條ま
で、第六十六
條第一項、第
六十七條の二
、第六十八條
、第六十九條
第一項、第七
十條第一項、
第三項及び第
四項、第七十
一條第一項か

五項、第七十
二條第一項及
び第三項、第
七十二條の二
第一項及び第
二項、第七十
三條第一項か
ら第三項まで
、第七十五條
第四項及び第
五項、第七十
六條、第八十
六條第二項、
第八十七條第
一項、第九十
條第二項、第
九十一條第二
項及び第三項
、第九十二條
第四項、第九
十五條の二、
第九十六條第
三項から第五
項まで、第百
三條第二号、
第五号及び第
六号、第百四
條第一号、第
三号及び第四
号、第百五條
、第百六條第
一号

<p>ら第三項まで及び第五項、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第七十三條第一項から第三項まで、第七十五條第四項及び第五項、第七十六條、第七十八條第二項、第八十七條第一項、第九十條第二項、第九十一條第二項及び第三項、第九十二條第四項、第九十五條の二、第九十六條第三項から第五項まで、第九十三條第二号、第九号及び第六号、第一百四十一号、第三号及び第四号、第一百五條、第一百六條第一号</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

<p>第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第四十八條の三十</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>
<p>第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第四十八條の三十</p>	<p>(略)</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令</p>
<p>条例</p>	<p>(略)</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>
<p>第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>
<p>条例</p>	<p>(略)</p>	<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令</p>
<p>条例</p>	<p>(略)</p>	<p>有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例</p>

(略)		第七十一条第四項	(略)	第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	(略)	第五十一項、第六十一條第二項、第七十三條第二項
(略)		基づく処分	(略)	特定道路管理者	(略)	
(略)		基づく処分は道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	(略)	特定有料道路管理者	(略)	

(略)		第七十一条第四項	(略)	(新設)	(略)	、第七十三條第二項
(略)		基づく処分	(略)	(新設)	(略)	
(略)		基づく処分は道路整備特別措置法第八條第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号若しくは第十七條第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	(略)	(新設)	(略)	

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第二條第二項第五号、第七号及び第八号	第十八條第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	会社	国土交通大臣	(略)	機構	(略)
第三十二條第二項、第三項及び第五項、	道路管理者	国土交通大臣	機構	国土交通大臣	(略)	機構	(略)

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十七条の八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	(略)	第二欄	(略)	第三欄	(略)	第四欄	(略)
第二條第二項第六号	第十八條第一項に規定する道路管理者	国土交通大臣	会社	国土交通大臣	(略)	機構	(略)
第三十二條第二項、第三項及び第五項、	道路管理者	国土交通大臣	機構	国土交通大臣	(略)	機構	(略)

第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の第三第一項、第三十九條の第四第一項から第三項まで及び第三十五項、第三十九條の第五第一項、第三十九條の第六第一項から第三項まで、第三十九條の第七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項及び第六項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の三十二、第四十八條の

第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の第三第一項、第三十九條の第四第一項から第三項まで及び第三十五項、第三十九條の第五第一項、第三十九條の第六第一項から第三項まで、第三十九條の第七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項及び第六項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十七、第六十六條第

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路		第三十四条の三第二号	(略)	
	市町村以外の指定市を改築等便増進行者利よる歩に規定の一項の十二の二条の四十八は若しく新設等歩道の規定の第四十七項	道路管理者又は	(略)	る字句
		会社	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
		地方道路公社	(略)	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路		第三十四条の三第二号	(略)	
	市町村以外の指定市を新設等歩道の規定の第四十七項	道路管理者又は	(略)	る字句
		会社	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
		地方道路公社	(略)	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合

法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
 る。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第七 七条第四項の規定によ る歩道の新設等若しく は法第四十八条の二十 二第一項の規定による 歩行者利便増進改築等 を行う指定市以外の市 町村	有料道路管理者	

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について
 法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五
 条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条
 第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路
 保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国
 土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済
 機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げ
 る同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令
 （昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同
 表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とす
 る。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の 三第二号	道路管理者又は法 第十七条第四項の 規定による歩道の	国土交通大臣	会社

法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
 る。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号	道路管理者又は法第十 七条第四項の規定によ り歩道の新設等を行う 指定市以外の市町村	有料道路管理者	

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について
 法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五
 条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条
 第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路
 保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国
 土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済
 機構（以下「機構」という。）」とするほか、次の表の第一欄に掲げ
 る同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令
 （昭和三十二年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同
 表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とす
 る。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の 三第二号	道路管理者又は法 第十七条第四項の 規定により歩道の	国土交通大臣	会社

新設等若しくは法 第四十八條の二十 二第一項の規定に よる歩行者利便増 進改築等を行う指 定市以外の市町村	
	新設等を行う指定 市以外の市町村

改 正 案

現

行

（自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第五条 法第五条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の

基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）

以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであ

ることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村

の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内

であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものである

こと。

二 貸付けを受ける自動運行補助施設設置者（法第五条第一項に規定

する自動運行補助施設を設置しようとする者をいう。以下この号に

おいて同じ。）は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係

る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があ

ると認めて、当該自動運行補助施設設置者の業務及び資産の状況に

関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設設置者の

事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件

を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし

、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（特定連絡道路工事施行者の要件）

第六条 法第六条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 一三 （略）

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第七条 法第六条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件

の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）

）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるもので

あることとする。

2 法第六条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都

道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとお

（新設）

（特定連絡道路工事施行者の要件）

第五条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 一三 （略）

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第六条 法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件

の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）

）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるもので

あることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都

道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとお

りであることとする。

（特定連絡道路に関する工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第七条 法第五条第一項の規定による国の貸付金に関する貸付けの条件

の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）

）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるもので

あることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付金に係る同項の規定による都

道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとお

りであることとする。

りとする。

一・二 (略)

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第八条 法第八条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一〜三 (略)

りとする。

一・二 (略)

(振替機構債券等についての申請の制限の対象となる社債、株式等の振替に関する法律等の規定による申請)

第七条 法第七条第七項の政令で定める申請は、次に掲げるもの（相続、遺贈、合併その他これらに準ずる事由によるものを除く。）とする。

一〜三 (略)

改正案			現行		
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える道路法の規定	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	（略）
	読み替えられる字句	道路管理者	読み替えられる字句	道路管理者	（略）
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	読み替える道路法の規定	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	（略）
	読み替えられる字句	国土交通大臣	読み替えられる字句	国土交通大臣	（略）

ら第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の

ら第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十

<p>三十八第一項及び第二項、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の四十八まで、第四十八條の五、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第三百三條第二号、第五号及び第六号、第四百四條第一号、第三号及び第四号、第四百五條、第四百六條第一号</p>		<p>第二十一條から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條</p>
<p>第二十四條</p>	<p>第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項、第六項若しくは第七項、第十九條から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項</p>	<p>第二十一條から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條</p>
<p>條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第三百三條第二号、第五号及び第六号、第四百四條第一号、第三百五條、第四百六條第一号</p>		<p>第二十一條から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條</p>
<p>第二十四條</p>	<p>第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項若しくは第六項、第十九條から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項</p>	<p>第二十一條から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七條の二若しくは第八條</p>

<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の三十八第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>
<p>道路管理者は</p>	<p>(略)</p>	<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項（第 四十八条の三十五第 三項において準用す る場合を含む。）、 第三十九条第一項、 第四十四条第五項及 び第七項、第四十四 条の二第八項、第四 十八条の七第一項、 第四十八条の三十五 第一項、第四十九条 、第五十八条第一項 、第五十九条第三項 、第六十一条第一項 、第六十四条第一項 、第六十九条第一項 、第七十条第一項、 第七十二条第一項及 び第三項、第七十三 条第一項から第三項 まで、第八十五条第 三項並びに第九十一 条第三項において同 じ。）</p>
<p>国土交通大臣は</p>	<p>(略)</p>	<p>国</p>
<p>第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二 十一第三項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十四条の二第一項</p>
<p>道路管理者は</p>	<p>(略)</p>	<p>道路管理者（指定区 間内の国道にあつて は、国。第三項、第 三十九条第一項、第 四十四条第五項及び 第七項、第四十四 条の二第八項、第四 十条の七第一項、第 四十九条、第五十八 条第一項、第五十九 条第三項、第六十一 条第一項、第六十四 条第一項、第六十九 条第一項、第七十 条第一項、第七十二 条第一項及び第三項、 第七十三条第一項か ら第三項まで、第八 十五条第三項並びに 第九十一条第三項に おいて同じ。）</p>
<p>国土交通大臣は</p>	<p>(略)</p>	<p>国</p>

(略)	
(略)	<p>による歩道の施設等 若しくは法第四十八 条の二十二第一項の 規定による歩行者利 便増進改築等を行う 指定市以外の市町村</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>により歩道の施設等 を行う指定市以外の 市町村</p>
(略)	

改正案		現行									
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>政令</p>	<p>政令</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</p>	<p>道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に 関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等を行う者として国道に 関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項</p> <p>二十六～三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～二十四の二（略）</p> <p>二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十二及び第九十一条第一項</p> <p>二十六～三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第七号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。</p> <p>（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第七号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。</p>	<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。</p> <p>（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。</p>

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）（抄）
 （第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第九号に掲げる施設並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第七号に掲げる施設並びに道路の防雪又は防砂のための施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの</p> <p>二～四 （略）</p>

○日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第十条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（管理有料高速道路に係る料金の額の基準等） 第五条 法第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この条において「旧特別措置法」という。）第十一条第三項（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）の料金の額の基準については、第二十九条の規定による改正前の道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号。以下この条において「旧特別措置令」という。）第一条の七、第三条並びに同条第二項において準用する旧特別措置令第二条第二項及び第三項（これらの規定中旧特別措置法第五条第一項の料金の額に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧特別措置令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第三条第一項第三号</p>	<p>法第三十条及び第三十一条</p>	<p>施行法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第三項並びに第五十五条</p>

2 法第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特別措置法第十一条第三項の料金の徴収期間の基準は、その満了

の日の管理有料高速道路承継会社（法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。）の成立の日から起算して二十年を超えないこととする。

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五条第一項第一号	第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構	道路管理者（道路法第七十一条第四項の規定により道路管理者	道路管理者
(略)	(略)	(略)	(略)
第九条第一項第十	前条第一項第二十五	道路法第四十五条第一項、	

の日の管理有料高速道路承継会社（法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社をいう。）の成立の日から起算して二十年を超えないこととする。

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）

第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五条第一項第一号	第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構	道路管理者（道路法第七十一条第四項の規定により道路管理者	道路管理者
(略)	(略)	(略)	(略)
第九条第一項第十	前条第一項第二十号	道路法第四十五条第一項、	

一 号	(略)	第三十条第一項第 四号及び第十四号	第三十条第一項第 五号	第三十条第一項第 六号	第三十条第一項第 七号	第三十条第一項第 十四号	号の規定により機構 道路法第四十五条第 一項、第四十七条の 五及び第四十八条の 十一第二項	第四十七条の五及び第四十 八条の十一第二項の規定に より設けるべきものとして 道路管理者	これら	(略)	第三十七条第一項 第三十七條第一項 同法第九十一条第二 項において準用する 場合を含む。)	第四十四条第一項 第四十四條第一項	第四十七条の十一第一 項(同法第九十一 条第二項において準 用する場合を含む。)	第四十八條の二第二 項又は第二項	第二項 第二項	第二項 第二項	第二項(同法第九十 一条第二項において これらの規定を準用 する場合を含む。)
--------	-----	----------------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	---	---	-----	-----	---	----------------------	---	---------------------	------------	------------	--

一 号	(略)	第三十条第一項第 三号及び第八号	第三十条第一項第 四号	第三十条第一項第 五号	第三十条第一項第 六号	第三十条第一項第 八号	の規定により機構 道路法第四十五条第 一項、第四十七条の 四及び第四十八条の 十一第二項	第四十七条の四及び第四十 八条の十一第二項の規定に より設けるべきものとして 道路管理者	これら	(略)	第三十七条第一項 第三十七條第一項 同法第九十一条第二 項において準用する 場合を含む。)	第四十四条第一項 第四十四條第一項	第四十七条の九第一 項(同法第九十一 条第二項において準 用する場合を含む。)	第四十八條の二第二 項又は第二項	第二項 第二項	第二項 第二項	第二項(同法第九十 一条第二項において これらの規定を準用 する場合を含む。)
--------	-----	---------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--	---	-----	-----	---	----------------------	--	---------------------	------------	------------	--

号、第七号及び第	第二條第二項第五	第十八條第一項に規定する道路管理者	読み替える道路法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	第三十五條	(略)	(略)	第八條第一項第二十號、第九條第一項第十號又は第十七條第一項第二十號	機構等又は会社が	「機構等又は会社	管理有料高速道路承継会社	第九條第一項第十號	(略)	(略)	第三十七條第一項、第五十四條第二項、第五十五條	(略)	会社管理高速道路又は公社管理道路	管理有料高速道路	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二號）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	(略)	(略)															
																										2	法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四條第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十號）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)	管理有料高速道路承継会社	第九條第一項第十號	(略)	(略)	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二號）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	(略)	(略)

号	第二條第二項第六	第十八條第一項に規定する道路管理者	読み替える道路法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	第三十五條	(略)	(略)	第八條第一項第十九號、第九條第一項第九號又は第十七條第一項第十四號	機構等又は会社が	「機構等又は会社	管理有料高速道路承継会社	第九條第一項第九號	(略)	(略)	第三十七條第一項、第五十四條第二項、第五十五條	(略)	会社管理高速道路又は公社管理道路	管理有料高速道路	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二號）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	(略)	(略)															
																										2	法第二十六條第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四條第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第百八十號）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)	管理有料高速道路承継会社	第九條第一項第九號	(略)	(略)	「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二號）第二十條第一項に規定する管理有料高速道路承継会社	管理有料高速道路承継会社	(略)	(略)

八号	(略)	(略)	読み替える道路法 施行令の規定	(略)	読み替える字句	3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法 第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四 百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のお りとする。
(略)	(略)	(略)	第三十四条の三第 二号	道路管理者又は法第 十七条第四項の規定 による歩道の新設等 若しくは法第四十八 条の二十二第一項の 規定による歩行者利 便増進改築等を行う 指定市以外の市町村	管理有料高速道路承継会社	
(略)	(略)	(略)	読み替える道路法 施行令の規定	(略)	読み替える字句	3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法 第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四 百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のお りとする。
(略)	(略)	(略)	第三十四条の三第 二号	道路管理者又は法第 十七条第四項の規定 により歩道の新設等 を行う指定市以外の 市町村	管理有料高速道路承継会社	

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助の対象となる都市施設）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第九号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（補助の対象となる都市施設）</p> <p>第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第一号、第四号及び第七号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる施設を含む。）のうち、同法第十八条第二項の規定による供用開始の公示がなされていないもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあったもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業により築造されたものに限る。）で、地方公共団体又は土地区画整理組合が管理するもの</p> <p>二〇五（略）</p>

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第七条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三（五）（略）</p>	<p>（一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるもの） 第四十一条 法第四十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）<u>第六条</u>第一項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計に承継された債務に係る長期借入金（同項第一号に規定する長期借入金をいう。）及び機構債券等（同項第二号に規定する機構債券等をいう。）</p> <p>三（五）（略）</p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第五条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四十一条第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四十一条第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹的な市町村道等の指定等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>	<p>（基幹道路の指定等） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においてても行うことができる。</p> <p>5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）</p> <p>第十七条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の十</p> <p>第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十二号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるもの</p>	<p>（都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等）</p> <p>第十七条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九</p> <p>第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>（道路管理者の権限の代行）</p> <p>第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十三号に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から国道の新設等又は国道の維持等の完了の日までに限り行うことができるもの</p>

とする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

とする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、国道の新設等又は国道の維持等の完了の日後においても行うことができる。

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第九号までに係る部分、同項第十二号に規定する入札占用指針の策定に係る部分、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。） 第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。） 第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第三十一号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第四十号に係る部分に限る。） 第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。） 第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第七条（略）</p> <p>2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分、同項第十一号に規定する入札占用指針の策定に係る部分及び同項第二十五号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。） 第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。） 第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第二十三号及び第二十四号に規定する協定の締結に係る部分並びに同項第三十二号に係る部分に限る。） 第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。） 第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限又は第二項の権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>（権限の代行の期間） 第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分</p>

二
四
分に限る。()に掲げる権限
(略)

二
四
に限る。()に掲げる権限
(略)

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限並びに前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四</p>	<p>（復興道路工事に係る権限の代行） 第六条（略）</p> <p>2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第三十九号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条の規定による負担金を徴収する権限とする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。</p>

十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

改正案	現行
<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>	<p>（特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号若しくは第三十一号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体に通知しなければならない。</p>

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号を除く。）及び第二項並びに第六条第一項及び第三項（第一号を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

○中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等） 第五条 法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第十一条の十</u> 第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>	<p>（中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等） 第五条 法第九条第四項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第十一条の九</u> 第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>

改正案	現行
<p>（法第十七条第一項の政令で定める施設等） 第二十四条 法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第十一</u>条の<u>十</u>第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>五 （略）</p>	<p>（法第十七条第一項の政令で定める施設等） 第二十四条 法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）<u>第十一</u>条の<u>九</u>第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことが出来るものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことが出来るものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5・6（略）</p>

改正案	現行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十六条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第二十六条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十九号、第二十号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十九号又は第二十号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。</p>